

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
スマートシティ戦略部 地域戦略・特区推進課	<p>病気休暇のうち1名3件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 472 1172 630"> <thead> <tr> <th>非常勤職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>令和2年12月17日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月24日</td> <td>9:00~10:30</td> </tr> <tr> <td>令和3年3月25日</td> <td>9:00~12:00</td> </tr> </tbody> </table>	非常勤職員	事実発生日	取得時間	A	令和2年12月17日	終日	令和2年12月24日	9:00~10:30	令和3年3月25日	9:00~12:00	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【一般職非常勤職員就業等規則】 (特別休暇) 第十四条 一般職非常勤職員に対し、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。</p> <p>3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>六 一般職非常勤職員(女性である一般職非常勤職員が、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除き、一週間当たりの勤務時間が二十九時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が五日以上で、かつ、二月を超える期間の定めにより勤務する一般職非常勤職員に限る。)が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前二号に掲げる場合を除く。)一の年度において九十日の範囲内の期間</p> <p>【一般職非常勤職員事務のしおり】 4 勤務条件(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、一般職非常勤職員就業等規則等) 勤務時間や休暇等の勤務条件は、以下のとおりとなります。 なお、特別休暇等を取得する場合は、それぞれの要件に応じた証明書等の提出が別途必要となります。</p> <p>【一般職非常勤職員事務マニュアル】 制度詳細 1 特別休暇 (2) 一般職非常勤職員の無給の特別休暇</p>	<p>要件を満たしていない特別休暇については取り消し、欠勤として処理を行った。</p> <p>また、部内の非常勤職員(3名)に対し、「一般職非常勤職員事務のしおり」を用い、特別休暇の制度について再度口頭で周知した。</p>
非常勤職員	事実発生日	取得時間											
A	令和2年12月17日	終日											
	令和2年12月24日	9:00~10:30											
	令和3年3月25日	9:00~12:00											

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1240 212 1359 338">特別休暇の種類</td> <td data-bbox="1359 212 1724 338">一般職</td> <td data-bbox="1724 212 2089 338">(参考：特別職)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 338 1359 911">病気休暇</td> <td data-bbox="1359 338 1724 911"> 【公傷】 必要と認める期間 【公傷以外】 1の年度において90日の範囲内の期間 </td> <td data-bbox="1724 338 2089 911"> 【公傷】 必要と認める期間 【公傷以外】 1の年度において10日の範囲内の期間 【公傷以外】の付与条件 ・原則：次の①②いずれにも該当する一般職非常勤職員を対象とする。 ① 一週間当たりの勤務時間が29時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が5日以上 ② 2か月を超える任用期間 ・例外：妊産疾病（女子の非常勤職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）によるものは、全ての非常勤職員を対象とする。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1240 953 2089 1031"> 【病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）】 （平成25年3月21日付け人企第2146号 総務部長通知） </p> <p data-bbox="1240 1037 2089 1073">1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1288 1079 2089 1331"> <thead> <tr> <th data-bbox="1288 1079 1703 1121">旧</th> <th data-bbox="1703 1079 2089 1121">新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1288 1121 1703 1331">7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td data-bbox="1703 1121 2089 1331">病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1240 1337 2089 1577"> ○ 1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○ 提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。 </p>	特別休暇の種類	一般職	(参考：特別職)	病気休暇	【公傷】 必要と認める期間 【公傷以外】 1の年度において90日の範囲内の期間	【公傷】 必要と認める期間 【公傷以外】 1の年度において10日の範囲内の期間 【公傷以外】の付与条件 ・原則：次の①②いずれにも該当する一般職非常勤職員を対象とする。 ① 一週間当たりの勤務時間が29時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が5日以上 ② 2か月を超える任用期間 ・例外：妊産疾病（女子の非常勤職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）によるものは、全ての非常勤職員を対象とする。	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。
特別休暇の種類	一般職	(参考：特別職)										
病気休暇	【公傷】 必要と認める期間 【公傷以外】 1の年度において90日の範囲内の期間	【公傷】 必要と認める期間 【公傷以外】 1の年度において10日の範囲内の期間 【公傷以外】の付与条件 ・原則：次の①②いずれにも該当する一般職非常勤職員を対象とする。 ① 一週間当たりの勤務時間が29時間以上又は一週間当たりの勤務日の日数が5日以上 ② 2か月を超える任用期間 ・例外：妊産疾病（女子の非常勤職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）によるものは、全ての非常勤職員を対象とする。										
旧	新											
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。											